

【障害者手帳】や
【特定医療費受給者証】等の交付の申請
をなされるご本人様とご家族さまへ

申請から交付までの手順

行政書士DAI法務事務所

■ 障害者手帳は3種類あります

身体障害者手帳

身体障害のある方が様々な福祉サービスや支援を受けるために必要で、障害の程度に応じて交付されます

* 障害の種類

- 視覚障害 ● 聴覚障害
- 平衡機能障害 ● 肢体不自由
- 音声機能・言語機能・そしやく機能の障害
- 肝臓機能障害 ● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

※ 手帳の交付は、障害の種類と程度によって異なります

療育手帳

知的障害のある方が様々なサービスや優遇措置を受けやすくするために交付されるものです

※ 各自治体によって多少の違いがあり、手帳の名称も異なります

名古屋市では【愛護手帳】

で、他の自治体では【愛の手帳】【緑の手帳】などがあります

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患により、長期にわたって日常生活や社会生活に制約がある方に交付されるものです

* 障害の種類

- 統合失調症 ● てんかん
- 非定型精神病 ● 躁鬱病
- 中毒性精神病 ● 器質性精神病 ● その他の精神疾患

※ 有効期限は2年です

(期限が切れる3カ月前から更新手続きが出来ます)

■ 障害者手帳の申請から交付されるまでの手順

病院へ

- ・主治医に「身体障害者診断書・意見書」の作成を依頼する
- ※ この診断書に「該当する」の記載があることが必要です

申請

- ・用意するもの
- ①手帳交付申請書・②身体障害者診断書・意見書(診断日から3ヶ月以内のもの)
- ③印鑑(認印でよい)・④顔の写真(横3cm×縦4cm：撮影1年以内のもの)
- ※ 上記の①～④を揃えて市役所の福祉課へ提出します

交付

- ・標準で1ヶ月半から2ヶ月程度かかります
- ※ 「身体障害者手帳の交付のお知らせ」に書かれている物を持参すること

■ 特定医療費受給者証の申請から交付までの手順

病院へ

- ・主治医に「臨床調査個人票(医師の診断書)」の作成を依頼する

申請

- ・用意するもの
- ①特定医療費(難病指定)支給認定申請書・②臨床調査個人票(診断書)・③住民票
- ④市町村民税(非)課税証明書・⑤印鑑(認印でよい)・⑥健康保険証(コピー)
- ※ 上記の①～⑥を揃えて保健所へ提出します
- ※ 本人が国民健康保険の場合は、世帯調書が必要となります

交付

- ・標準で3ヶ月程度かかります
- ・「特定医療費(指定難病)受給者証」が送付されます

「障害者手帳」の交付後、受けることの出来る事

市町村により助成の内容は異なります

名古屋市の場合の一例

医療・手当・在宅サービス

- ・ 障害者医療費助成制度（マル障）
- ・ 後期高齢者福祉医療費給付制度（マル福）
- ・ 障害者手当の支給（認定診断書により認定）
- ・ 在宅重度障害者手当の支給
- ・ 日常生活用具の給付
- ・ 補装具費の支給

※ 支給制限（所得・併用・限度額等）あり

その他の助成

- ・ 福祉タクシーの利用券
- ・ 有料道路通行料金の減免
- ・ 駐車禁止除外指定車標章の交付
- ・ 市営駐車場使用料の減額
- ・ 自動車等にかかる税金の減免

※ 利用制限（障害の程度など）あり

ご自宅のリフォームをする前に出来ること

転倒時にケガをしないために

- ・ 自宅の板の間にジョイントマットを敷き詰める
- ・ 家具のなどの角にコーナーガードを取り付ける

転ばないために

- ・ バリアフリーでなく段差がある場合には、ジョイントマット下に物を敷いて段差を解消する
- ・ 玄関の昇降の手助けをするために手摺りと「低足置き台」を設置する
- ・ 浴槽内にすべり止めマットを敷いておく